



みんなで作ろう！

宮田村むらづくり基本条例

No.7
発行：むらづくり
基本条例策定委員会
平成27年2月

『むらづくり基本条例』の基になる 94の「検討文」示される

第5回宮田村むらづくり基本条例策定委員会は1月17日に開催され、前回12月の委員会で決定した「条例に盛り込みたい62項目」から作成された検討文を基に、条文（実際に条例に掲載される箇条書きの文）の検討に入りました。

これまでの流れ

協働のむらづくりを進めるためのルールを定めるこの条例の制定に向け、昨年7月に取り組みがスタートしました。住民議会、行政のそれぞれの部会で、宮田村らしい条例にするためには、どんな内容を盛り込んだらいいのか、「宮田村の強みと弱み」や「協働のむらづくりに大切なこと」などをテーマにしたワークショップを開催し、意見交換をしながら考えてきました。

各部会の検討結果を持ち寄って行われた昨年11月の第3回委員会では、約140項目の条例に盛り込みたい内容が出されました。その後、各部会で項目を絞り込み、12月の第4回委員会で、条例に盛り込みたい62項目（1月号掲載）が決定しました。

条文作成に向けた検討を開始

第5回委員会では、12月に決定した62項目を基に、アドバイザの明治大学が各項目の趣旨

を文章化した、94の「条文の基になる検討文」が示されました。これを基に条例の構成や、これまで協議してきた宮田村の特色、特徴が盛り込まれているかなど、条文の検討に入りました。

条文の基になる検討文を掲載

次ページ以降に、むらづくり基本条例の基になる94の「条文の基になる検討文」を掲載しました。

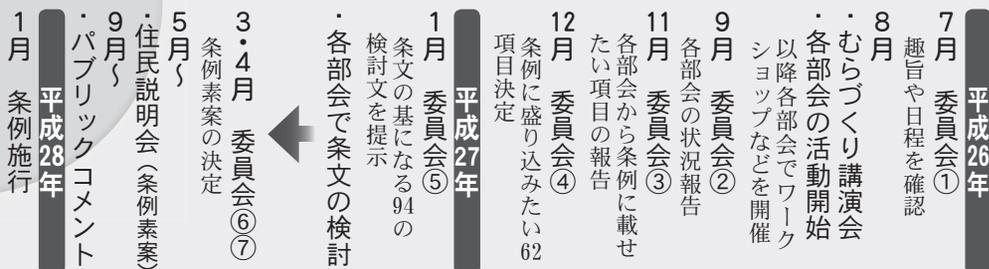
各部会では、この検討文を基に委員会で出された課題を協議し、次回の委員会に向けて、条文の内容や用語の定義などを検討していきます。

【検討課題】（一部抜粋）

- ・基本理念に宮田村の特色や特徴が盛り込まれているか。
- ・「住民」、「村民」の定義、使い分けをどうするか。
- ・「村長」、「行政」、「職員」の使い分けをどうするか。

- ・「地域」とは具体的にどのレベルの範囲を示すのか。
- ・議会に関する個別の仕組みはどこまで条文に載せるか。
- ・「住民投票」を明記するか。

これまでの経過と今後の予定



「むらづくり基本条例」条文の基になる検討文【1～33】

前文	1	※条例全体の“理念”を表す前文が入る予定です
目的	2	宮田村のむらづくりにおける住民（村民）・議会・行政の基本的な役割などを定める。
	3	協働によるむらづくりを推進し、住みよい宮田村の実現を図る。
位置づけ	4	この条例は、宮田村におけるむらづくりの基本となる条例であり、住民（村民）・議会・行政は、この条例の趣旨を尊重しなければならない。
	5	議会・行政は、条例及び規則の制定、改廃、運用、各種計画の策定に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。
基本理念	6	住民（村民）・議会・行政は、歴史、伝統、文化を引き継ぎ、「村」として自律（自立）した宮田村を目指す。
	7	住民（村民）・議会・行政は、一人ひとりの人権や多様性を尊重する。
	8	住民（村民）・議会・行政は、協働によって、人と自然と村の活力が調和した公平・平等な地域社会をつくる。
	9	住民（村民）・議会・行政は、住民（村民）がむらづくりの主役であることを自覚し、村政に参画することができる住民自治の実現を目指す。
基本原則	10	むらづくりは、住民（村民）・議会・行政が、むらづくりに関する情報を共有することを基本にする。
	11	住民（村民）・議会・行政は、むらづくりに関する情報を積極的に発信する。
	12	住民（村民）・議会・行政は、むらづくりに関する情報を分かりやすく発信する。
	13	住民（村民）・議会・行政は、地域の魅力を積極的に発信する。
	14	住民（村民）・議会・行政は、相互理解の下、適切な役割分担に基づいて、協働を図りながらむらづくりに取り組む。
	15	行政は、公正な村政の運営を図り、村政に対する住民（村民）の信頼を確保する。
	16	職員は、法令等を遵守するとともに、住民（村民）全体の奉仕者であることを自覚し、公共の利益のために公正な態度で職務を執行する。
	17	議会は、公正な議会の運営を図り、議会に対する住民（村民）の信頼を確保する。
	18	職員は、村長に対して積極的に施策の提案に努める。
	19	住民（村民）は、自らの言動に責任を持ってむらづくりに取り組む。
住民（村民）	20	住民（村民）は、一人ひとりが自律（自立）するとともに、互いに尊重しあい、助け合うよう努める。
	21	住民（村民）は、主体的にむらづくりに参画し、行政・議会と協働して、地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めなければならない。
	22	住民（村民）は、安全・安心な暮らしを守るむらづくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。
	23	事業者は、むらづくりに参画する権利を有する。
	24	事業者は、住環境に配慮し、地域社会との調和を図りながら、協働して地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めなければならない。
	25	住民（村民）は、地域自治の担い手として、自律（自立）してむらづくりに取り組むよう努めなければならない。
議会	26	住民（村民）は、相互に学び尊重し、まちづくりのリーダーを育成するように努めなければならない。
	27	議会は、村長と同じく直接選挙で選ばれた住民（村民）の代表機関として、公正性、透明性、信頼性を重視し、住民（村民）に開かれた議会を目指して活動しなければならない。
	28	議会は、住民（村民）代表による意思決定機関として、村長等が適正な村政運営を行っているかを監視・評価しなければならない。
	29	議員は、住民（村民）代表として、その政治倫理を常に自覚し、住民（村民）からの信頼確保に努めなければならない。
	30	議員は、誠実に職務を遂行するとともに、自ら審議能力の向上を図るよう努めなければならない。
	31	議会は、村長等の事務執行の監視・評価、政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化しなければならない。
	32	議会は、議員の政策形成及び立案能力向上等を図るため研修の充実・強化に努めなければならない。
	33	議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化しなければならない。

「むらづくり基本条例」条文の基になる検討文【34～64】

議会	34	議会は、審議等の情報公開を積極的に推進し、議会活動の透明性を高めるとともに、住民（村民）に対し説明責任を負わなければならない。
	35	議会は、住民（村民）の多様な意見を把握するため、住民（村民）参加の機会を拡充するよう努めなければならない。
	36	議会は、災害などから住民（村民）の生活を守るとともに、緊急時には村長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。
行政	37	村長は、宮田村の代表として、公正かつ誠実に村政を運営しなければならない。
	38	村長は、住民（村民）の多様な意見を的確に把握し、自らの政策を分かりやすく住民（村民）に説明するよう努めなければならない。
	39	村長は、村の職員を適切に指揮監督するとともに、地域の課題対応できる知識と能力を持った職員の育成を図らなければならない。
	40	村長は、地域の魅力を積極的に情報発信し、地域の活性化に取り組まなければならない。
	41	行政は、住民（村民）に公正かつ効率的で質の高い行政サービスを提供するよう努めなければならない。
	42	職員は、公正かつ誠実、及び効率的かつ迅速に職務を遂行しなければならない。
	43	職員は、地域の意見を把握し、課題の解決に努めなければならない。
	44	職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上を図らなければならない。
	45	行政は、地域における住民（村民）の活動を尊重し、地域の自主性及び自立性を確保するよう努めなければならない。
	46	行政は、地域の課題解決及び地域振興を図るため、住民の活動を支援しなければならない。
行政運営	47	村長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。
	48	総合計画は、この条例の目的・趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、住民（村民）生活の変化に対応できるよう、不断の検討が加えられなければならない。
	49	総合計画の策定にあたっては、基本構想と基本計画について議会の議決を経なければならない。
	50	村長は、効率的かつ効果的な行政運営を推進しなければならない。
	51	行政は、健全で効果的な財政運営を行わなければならない。
	52	行政は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、住民（村民）の権利利益の保護のため、行政手続について必要な措置を講じなければならない。
	53	村長は、財政運営の透明性を確保するため、財政状況を公表しなければならない。
	54	行政は、多様な広報手段を活用することにより、多くの村民が村政に関心をもつよう広報活動の充実強化を推進しなければならない。
	55	行政は、村政に対する住民（村民）からの意見や要望を広く集め、速やかに対応できるよう、広聴の充実強化を推進しなければならない。
	56	行政は、村政に関する情報について、住民（村民）・議会との共有を図るため、情報公開の充実強化を推進しなければならない。
協働の推進	57	行政は、情報の公開にあたり、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
	58	村長は、住民（村民）の意見、提言等がまちづくりに反映される仕組みを整備しなければならない。
	59	行政は、住民（村民）の意見、提言等を把握し、施策づくりを進めるよう努めなければならない。
	60	行政は、効率的かつ効果的な行政運営を推進するため、行政評価を実施しなければならない。
	61	行政は、行政評価の実施に当たっては、内部評価の他に、住民（村民）、有識者等による外部評価制度の仕組みを整備しなければならない。
	62	村長は、行政評価の結果を住民（村民）に公表するとともに、必要に応じて行政運営の見直しを行わなければならない。
	63	青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいむらづくりに参加する権利を有する。
	64	住民（村民）・議会・行政は、この条例に定める基本理念に基づき、協働の推進に向け必要な環境づくりに互いに努めなければならない。

「むらづくり基本条例」条文の基になる検討文【65～94】	
協働のむらづくり	65 住民（村民）は、むらづくりの主体であり、むらづくりに参加する権利を有する。
	66 住民（村民）によるむらづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重されなければならない。
	67 行政は、協働のむらづくりの推進にあたって、住民（村民）の自発的なむらづくりの活動を促進するため、活動に参加する住民（村民）の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。
	68 住民（村民）・議会・行政は、村の人口減少に歯止めをかけ、小さくとも自立したむらづくりを推進しなければならない。
	69 住民（村民）・議会・行政は、ふるさとへの愛着が育まれるような、むらづくりの推進に努めなければならない。
	70 住民（村民）・議会・行政は、誰もが住み続けたいと思えるような、むらづくりの推進に努めなければならない。
	71 住民（村民）・議会・行政は、住民（村民）の安全・安心な暮らしを確保するためのむらづくりに努めなければならない。
	72 住民（村民）・議会・行政は、地域資源の効果的な活用により、持続可能な地域社会の構築に努めなければならない。
	73 住民（村民）・議会・行政は、地域の人材を有効に活用し、活力ある地域社会の構築に努めなければならない。
自治	74 行政は、地域の自治を尊重し、地域の自主性及び自立性を確保するよう努めなければならない。
	75 住民（村民）・議会・行政は、まちづくりの重要な担い手となりうるの住民（村民）の役割を認識し、そのつながりを守り、育てるよう努めなければならない。
子育て	76 住民（村民）・議会・行政は、子どもたちの健やかな成長のために、地域一体となって子育てを推進するよう努めなければならない。
	77 住民（村民）・議会・行政は、地域一体となって教育を推進するよう努めなければならない。
	78 行政は、多様な事業を企画立案することにより、食育を推進するよう努めなければならない。
健康	79 住民（村民）・議会・行政は、誰もが生きがいをもち、健康に暮らせる環境の整備に努めなければならない。
	80 行政は、住民（村民）の健康増進に資するため、食育を推進するよう努めなければならない。
産業	81 住民（村民）・議会・行政は、地域の特性を生かした産業振興を図り、働く場の確保及び定住の促進に努めなければならない。
	82 住民（村民）・議会・行政は、農工商業の均衡ある発展のため、協働してむらづくりの推進に努めなければならない。
	83 住民（村民）・議会・行政は、地場産業を育成し、地産地消が可能な地域社会の構築に努めなければならない。
環境	84 住民（村民）・議会・行政は、地域の豊かな自然環境を将来にわたって保全するよう努めなければならない。
	85 住民（村民）・議会・行政は、限りある自然環境を保護するとともに、その有効利用に努めなければならない。
歴史	86 住民（村民）・議会・行政は、地域固有の歴史と文化を守り、次世代に伝えるよう努めるものとする。
連携	87 住民（村民）・議会・行政は、地域の課題を解決するため、国、県又は他の地方自治体と相互に連携を図りながら協力しなければならない。
	88 行政は、国際社会で広く活躍する人材を育成するとともに、世界の平和と友好、地球環境保全に貢献するため、国際交流の推進に努めなければならない。
	89 行政は、地域の課題を解決するため、大学等の研究機関と相互に連携を図るのみならず、相互交流の推進に努めなければならない。
危機管理	90 村長は、災害等などから住民（村民）の安心・安全な暮らしを守るよう努めるとともに、緊急時に対処できる危機管理体制の整備に努めなければならない。
	91 議会は、災害等などから住民（村民）の安心・安全な暮らしを守るよう努めるとともに、緊急時には村長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。
住民投票	92 村長は、宮田村にかかわる重要事項について、直接住民（村民）の意思を確認するために、住民投票を行うことができる。
見直し	93 村長は、〇年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について検証・評価を行わなければならない。
	94 村長は、この条例見直しを含めた検証・評価を行う機関を設置しなければならない。

☎ 85 - 3181